

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 食品・生活衛生課 | 整理番号 | 6-2 |
|-----------------------------|---|----------|------|-----|
| 許認可等の種類 | 管理美容師講習会の指定 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 美容師法第12条の3第2項 | | | |
| 許認可等の概要 | 管理美容師の資格認定のための講習会の指定 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>1 講習科目は、公衆衛生(4時間以上)及び理容所の衛生管理(14時間以上)であること。</p> <p>2 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師又は相当の知識及び経験を有する者により教授されること。</p> <p>3 試験その他の方法により講習修了の認定を適切に行えること。</p> <p>4 3の認定を受けた者に対し、講習会修了証書を交付すること。</p> <p style="text-align: right;">[以上、美容師法施行規則]</p> <p>5 1の講習科目の内容</p> <p>(1) 公衆衛生 公衆衛生と衛生行政及び感染症。</p> <p>(2) 理容所の衛生管理 衛生管理総論、店舗の構造設備、店舗の衛生管理、従業員の健康管理、消毒法とその用途、美容業務に使用する医薬部外品等、事故等の対応、衛生管理計画と自主点検、自主点検による問題点と改善策、美容業に関わる各種の届出・申請及び衛生水準向上のための支援策</p> <p style="text-align: right;">[以上、平成21年1月28日付け健発第0128008号厚生労働省健康局長通知]</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 理容師法施行規則(平成10年1月27日厚生省令第7号) ・ 平成21年1月28日付け健発第0128008号厚生労働省健康局長通知「管理理容師資格認定講習会及び管理美容資格認定講習会の指定基準の運用について」 | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 10日 | | | |
| 期間の制定根拠 | — | | | |